

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月18日
【会社名】	LINEヤフー株式会社
【英訳名】	LY Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 CEO 出澤 剛
【最高財務責任者の役職氏名】	上級執行役員 CFO(最高財務責任者)坂上 亮介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町1番3号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 CEO 出澤 剛及び 上級執行役員 CFO(最高財務責任者)坂上 亮介 は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会が2023年4月7日に公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

<財務報告に係る内部統制の評価>

本評価は当連結会計年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

また、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。

当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

<財務報告に係る内部統制の評価の範囲>

当社並びに子会社及び関連会社について：

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性について：

当社並びに子会社及び関連会社に対し、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性並びにその発生可能性を多面的に検討しました。検討の結果、僅少な事業拠点を除く、前連結会計年度の連結売上収益のおおむね95%を構成する当社及び連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果が有効であることを踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を以下の通り合理的に決定しました。

<業務プロセスに係る内部統制の評価範囲（重要な事業拠点）について>

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲： 金額的影響及び、質的影響の重要性の観点から、「重要な事業拠点」を選定しました。

各事業拠点の前連結会計年度の連結売上収益（連結会社間取引消去後）の金額が大きい拠点から合算していき、おおむね3分の2程度に達している事業拠点

連結売上収益のおおむね3分の2程度を指標として採用した理由：

- ・当グループ全体の経済活動規模を示す主要な財務報告上の指標として、連結売上収益を用いることが適切と判断したこと
- ・残りの3分の1については、何れの事業拠点も前連結会計年度の連結売上収益のおおむね3パーセント以下の小規模事業拠点であるため、財務報告への金額的影響が僅少であること

質的重要性の観点から追加した事業拠点：PayPayカード㈱、PayPay銀行㈱

追加理由：

- ・特有のリスク（信用リスク、流動性リスク、市場リスク）により、財務報告へ大きく影響する可能性があること
- ・日本のキャッシュレス市場自体が拡大傾向にあること

<企業の事業目的に大きく関わる勘定科目>

選定した重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目：売上収益、売掛金、売上原価、銀行事業のコールローン、銀行事業の有価証券、銀行事業の貸付金、銀行事業の預金、決済事業未収入金、決済事業未払金、ポイント費用、カード事業の貸付金等に関わる業務プロセスを評価の対象としました。

決定した事由：選定した重要な事業拠点が担う事業内容及び売上収益との関連性が大きい勘定科目であること

<その他重要性の大きい業務プロセス>

さらに、選定した重要な事業拠点に関わらずそれ以外の事業拠点を含めた範囲について、下記の決定した事由に記載した事項を勘案し、重要性の大きい業務プロセス（のれんの減損テスト、持分法で会計処理されている投資の評価、法人所得税の税額計算、税効果会計、貸倒引当金処理等）を評価対象に追加しております。

決定した事由：重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスであること

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。